資料 No.1-1

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案要綱（諮問文）

厚生労働省発職0718第1号

平成29年7月18日

労働政策審議会

会長　樋口　美雄　殿

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別紙「雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一　国と地方公共団体との連携

都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下「雇用施策実施方針」という。）に係る規定を削除するものとすること。

第二　施行期日等

一　この省令は、平成三十年四月一日から施行するものとすること。

二　国と地方公共団体との連携に関する経過措置として、都道府県労働局長は、当分の間、毎年度、雇用施策実施方針を関係都道府県知事の意見を聴いて定めることにより、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように努めるものとすること。ただし、この省令の規定による改正後の雇用対策法施行規則第十三条の二第一項に規定する雇用対策協定を実施するための計画（都道府県労働局長と都道府県知事が締結した雇用対策協定に係るものに限る。）を作成することとする場合には、この限りでないものとすること。

三　この省令の施行に関し必要な経過措置のほか、所要の規定の整備を行うものとする。